

都心臨海部における夜間景観の 誘導手法について

令和 3 年10月29日

都市整備局景観調整課・都市デザイン室

1

これまでの経緯

景観計画（景観法）や都市景観協議地区（景観条例）により、
落ち着いた美しい夜間景観形成を推進（歴史的建造物のライトアップ等）

状況の変化

- 新たな技術による光や映像を用いた夜間景観の演出
- エリアをまたぐ大規模イベントの増加
- ナイトタイムエコノミーの推進 など

令和 2 年度

これまでの夜間景観の考え方を踏まえつつ都市としての魅力を一層高めるため、ガイドライン等の誘導方法も含め、**夜間景観の課題、可能性、今後の方向性**等について検討

2

これまでの経緯

令和 2 年度 都市美対策審議会政策検討部会意見聴取

第22回（令和 2 年10月 8 日）

いただいた主なご意見

- 横浜らしい景観として都市の構造（特に公共施設）を見せるべき。
- 夜間景観のベースとなる部分と、それに付加する演出とをはっきり分けることが必要ではないか。

第23回（令和 3 年 2 月24日）

- ベースとなる夜間景観と、期間限定の夜間演出を分け、双方について、メリハリをつけることで魅力アップを図る。
- ベースとなる夜間景観について、都市の構造を明確にする。

▶ 都市の構造

- | | |
|-------------|----------|
| ①個性的で多様なエリア | ④海に向かう縦軸 |
| ②複数ある内水面 | ⑤シンボル |
| ③横浜港を囲むリング | |

いただいた主なご意見

- 方向性は良い。
- ガイドラインとしてまとめるにあたって、内容については精査が必要。
- 動線となる場所（歩道等）の安全な光は大切。

3

これからの夜間景観の方向性

（仮）新・ヨコハマ夜景

多くの人を惹きつける新しい夜景演出を可能とするとともに、これまでの落ち着いた夜景をより魅力的にし、それらのコントラストを高めることで、互いに引き立て合う多様な夜間景観／横浜らしさをつくります。

4

夜間景観ガイドライン策定のねらい

- ▶ 横浜ではこれまで新しいものを受け入れ、古いものを大切にしてきました。そして、まちづくりにおいてもその二つを巧みに混ぜ合わせることで、他都市にはない『横浜らしさ』を生み出してきました。
- ▶ 夜間景観においても、多くの人を惹きつけるような新しい演出を誘導していきます。また、その新しさをより引き立てるためにも、ベースとなる落ち着いたある常時の夜間景観づくりを推進していきます。
- ▶ このガイドライン（案）では、多くの方が持つ横浜のイメージを強調する夜景と、ある意味でそれを裏切るような新しい顔となる夜景、その二つの側面を扱うことで、それぞれがその効果を高め合う夜間景観の方向性を示します。

5

夜間景観ガイドラインの内容（案）

- 第1章 はじめに
 1. ガイドライン策定の背景と目的
 2. ガイドラインの位置づけ
- 第2章 夜間景観を考える際の基本的事項
 1. 都心臨海部の立地特性
 2. 本市における景観づくりの考え方
 3. 夜間景観の特性
- 第3章 夜間景観の方向性
 1. 魅力ある夜間景観により実現したいこと
 2. 夜間景観の方向性
- 第4章 地区別の方針
 1. 関内地区
 2. みなとみらい21中央地区
 3. みなとみらい21新港地区
- 第5章 光の作法
 1. 魅力的な光のあり方
 2. まちの魅力を高める照明手法等
 3. その他の配慮事項

6

夜間景観ガイドラインの内容（案）

- 第1章 はじめに
 2. ガイドラインの位置づけ



- ▶ 夜間景観ガイドライン
 - 都心臨海部全体の夜間景観の方向性を示す
 - 関内・MM21中央・MM21新港地区の夜間景観の方針を示す
 - 夜間景観における光の作法を示す

夜間景観ガイドラインの内容をもとに、3地区については、

- ▶ 景観計画（景観推進地区）
 - 定量的な基準を示す
- ▶ 都市景観協議地区
 - 定性的な基準を示す
- ▶ 都市景観形成ガイドライン
 - 地区ごとに事例等を交えて景観の考え方を示し、景観計画と都市景観協議地区の内容を補完する

7

夜間景観ガイドラインの内容（案）

- 第1章 はじめに
 1. ガイドライン策定の背景と目的
 2. ガイドラインの位置づけ
- 第2章 夜間景観を考える際の基本的事項
 1. 都心臨海部の立地特性
 2. 本市における景観づくりの考え方
 3. 夜間景観の特性
- 第3章 夜間景観の方向性
 1. 魅力ある夜間景観により実現したいこと
 2. 夜間景観の方向性
- 第4章 地区別の方針
 1. 関内地区
 2. みなとみらい21中央地区
 3. みなとみらい21新港地区
- 第5章 光の作法
 1. 魅力的な光のあり方
 2. まちの魅力を高める照明手法等
 3. その他の配慮事項



8

夜間景観ガイドラインの内容（案）

第2章 夜間景観を考える際の基本的事項

1. 都心臨海部の立地特性

- 海を取り囲むインナーハーバー
- 大小さまざまな内水面
- 平坦な地形
- 林立する高層ビル

9

夜間景観ガイドラインの内容（案）

第2章 夜間景観を考える際の基本的事項

2. 本市における景観づくりの考え方

（景観ビジョン：横浜らしい景観をつくる10のポイント）

- **街の個性**と調和の取れた魅力的な街並みの形成
- **安全で快適な歩行者空間**の景観づくり
- **歴史的景観資源**の保全と活用による景観づくり
- **水と緑の保全・活用と創出**による景観づくり
- **身近な生活空間**での景観づくり
- **人々の交流や賑わい**の景観づくり
- 街の個性を引き立たせる**夜間景観**
- 周囲に比べ、高さや大きさのある**建築物の景観的工夫**
- **屋外広告物**の景観的配慮
- 想像力がかきたたえられ、**物語性**が感じられる景観づくり

10

夜間景観ガイドラインの内容（案）

第2章 夜間景観を考える際の基本的事項

3. 夜間景観の特性

• 光と影

影があることにより光が際立つ。

• 光の範囲

光はその強さ・大きさ・位置等によって周囲への影響範囲が変化する。

• 光の影響

同じ光であっても、見る人の境遇や環境条件によって、受ける影響や印象は大きく異なる。

11

夜間景観ガイドラインの内容（案）

第1章 はじめに

1. ガイドライン
 2. ガイドライン
- 1-1. 昼と夜の異なる顔で、横浜の景観を2度味わう
1-2. 非日常を楽しむ
1-3. エリアを越えた都心臨海部（インナーハーバー）のスケールで魅せる

第2章 夜間景観を考える際の基本的事項

1. 都心臨海部
 2. 本市における
 3. 夜間景観の特性
- 1-4. 夜間も安全・快適にまちを楽しめる環境を用意する
1-5. 横浜を象徴する“いつもの”景色をつくる

第3章 夜間景観の方向性

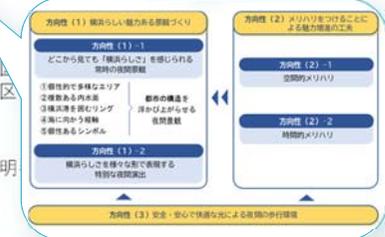
1. 魅力ある夜間景観により実現したいこと
2. 夜間景観の方向性

第4章 地区別の方針

1. 関内地区
2. みなとみらい21中央地区
3. みなとみらい21新港地区

第5章 光の作法

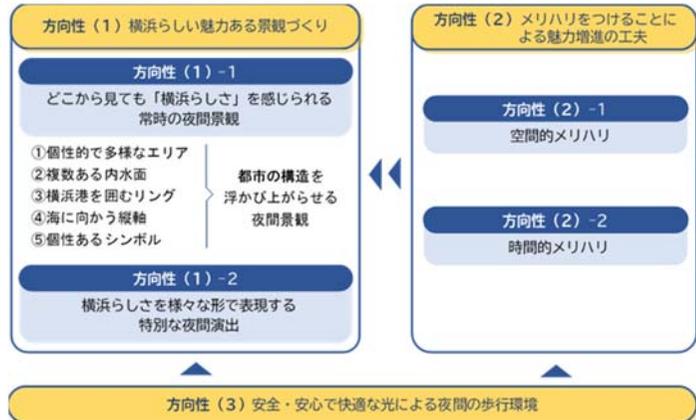
1. 魅力的な光のあり方
2. まちの魅力を高める照明
3. その他の配慮事項



12

夜間景観ガイドラインの内容（案）

第3章 夜間景観の方向性 2. 夜間景観の方向性

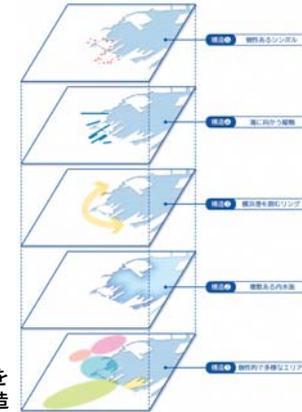


夜間景観ガイドラインの内容（案）

第3章 夜間景観の方向性 2. 夜間景観の方向性

方向性 (1) -1 どこから見ても「横浜らしさ」を感じられる常時の夜間景観

都市の構造をひとつひとつ光で際立たせることで、どこから見ても「横浜らしさ」を感じられる夜間景観をつくり出す。



夜間景観ガイドラインの内容（案）

構造① 個性的で多様なエリア

都心臨海部には、特色の異なるエリアが隣り合いながら、複数存在している。

- 東神奈川臨海部周辺地区
- 横浜駅周辺地区
- みなとみらい21地区（中央、新港）
- 関内・関外地区
- 山下ふ頭周辺地区

- これまでに形成してきたエリアごとのまちの特徴が夜間景観にも反映されており、今後はその特徴をより一層際立たせる演出を目指す
- これから開発が進められるエリアにおいても、その街の特徴を夜間景観でも演出する
(色温度や光により強調する位置の統一など)

夜間景観ガイドラインの内容（案）

構造② 複数ある内水面

- 河川の河口、島状のふ頭により、複数の内水面が形成されている。

- 見る・見られるの関係があるので、内水面に対して顔を向ける
- 水面への映り込みを意識する

夜間景観ガイドラインの内容（案）

構造③ 横浜港を囲むリング

- 湾に沿って連続する水際線と、それに平行して複数エリアを貫通する湾曲する通りは、エリアごとの景観の変化を体験できる場所である
 - 海上からは、様々なエリアを一挙にパノラマ景観として楽しむことができる
- エリアを貫くリング状の繋がりを際立たせると共に、水際線の統一感を演出するなど海上からの見え方を意識する

24

夜間景観ガイドラインの内容（案）

構造④ 海に向かう縦軸

- 海に向かって縦軸状に商店街や通りが存在し、それぞれ特色ある夜間景観が形成されている
- 特色をより一層際立たせ、歩行者が通りごとの特色を楽しめるようにする
- 水際線から陸側のアプローチとして、辻部分に通りの特色を感じられるような照明演出を施すことで、その先に存在する街（通り）への期待感を高め、回遊性の向上につなげる

26

夜間景観ガイドラインの内容（案）

構造⑤ 個性あるシンボル

- 横浜三塔をはじめとした歴史的建造物や、港町らしさを感じる施設等、横浜の特徴やエリアを象徴する施設が点在している
- これらのシンボルとなる建築物は、その意匠や外装など、特徴を効果的に見せる演出を行う

28

夜間景観ガイドラインの内容（案）

第3章 夜間景観の方向性

2. 夜間景観の方向性

方向性（1）-2 横浜らしさを様々な形で表現する特別な夜景演出

- イベント等の実施時には、複数のエリアをまたぐような港のスケール感を活かした統一された光の演出や、落ち着いた常時の景観と対比的な躍動感のある演出、大規模で迫力のある映像投影など、常時では用いられない技術を使った夜間景観が魅力になると考えられる
- 光の特徴を活かした様々な特別演出による「横浜らしさ」の新たな表現を推進する
- 特別演出を行う際も、横浜のこれまでのまちづくりの特徴をとらえた工夫をすることで、他都市にない横浜らしい魅力的な演出とすることが期待される

30

夜間景観ガイドラインの内容（案）

第3章 夜間景観の方向性

2. 夜間景観の方向性

方向性（2）－1 空間的メリハリ

- ・ 夜間景観の計画にあたっては、全体をただ明るくするのではなく、特定の建物や通り、敷地の一部分を強調するなど、空間的なメリハリをつけることで、抑揚のある街並みとなる
- 歴史的建造物などのシンボル施設を印象づける光の演出をするとともに、その周囲では控えめな照明とするなど、敷地同士の光の演出に強弱をつけることで、シンボル施設をより際立たせる
- ひとつの敷地内での光の演出においても、来街者を迎えるゲート空間は明るくし、それ以外の部分は落ち着いた光とするなど、メリハリをつけることで、おもてなし空間としての演出を推進する

32

夜間景観ガイドラインの内容（案）

第3章 夜間景観の方向性

2. 夜間景観の方向性

方向性（2）－2 時間的メリハリ

- ・ 「横浜らしさ」を感じられる、常時の夜間景観とイベント時の特別な演出を、どちらも楽しめるようにするためには、両者を区別して計画を行うことが必要
- イベント時の演出が特別感を持つよう、常時は落ち着いた夜間景観とするとともに、特別演出の頻度や期間・演出時間については限定的とする

34

夜間景観ガイドラインの内容（案）

第3章 夜間景観の方向性

2. 夜間景観の方向性

方向性（3） 安全・安心して快適な光による夜間の歩行環境

- ・ 横浜の夜間景観を安心して楽しむことのできる歩行環境を整え、夜間の回遊性を高めるためには、安全性だけでなく、居心地の良さや温かさを感じる快適な光環境とすることが重要
- 夜間景観を楽しむことができ、かつ歩きやすい歩行空間とするために、目線の高さを避けて足元を照らすなど、光源の位置や強さ、向きなどに配慮した計画を推進する
- 沿道の建築物の漏れ光により、内部の様子が垣間見え人の気配を感じられる、安心感のある夜間景観を形成する。また、店舗などは、閉店後にもショーウィンドウや入口をほのかに照らすことなどにより、安心感とともに賑わいの余韻が感じられる夜間景観の演出を推進する

36

夜間景観ガイドラインの内容（案）

第1章 はじめに

1. ガイドライン策定の背景と目的
2. ガイドラインの位置づけ

第2章 夜間景観を考える際の基本的事項

1. 都心臨海部の立地特性
2. 本市における景観づくりの考え方
3. 夜間景観の特性

第3章 夜間景観の方向性

1. 魅力ある夜間景観により実現したいこと
2. 夜間景観の方向性

第4章 地区別の方針

1. 関内地区
2. みなとみらい21中央地区
3. みなとみらい21新港地区

第5章 光の作法

1. 魅力的な光のあり方
2. まちの魅力を高める照明手法等
3. その他の配慮事項

第4章では、景観推進地区・都市景観協議地区である3地区について、エリア毎に方針を示す。

38

夜間景観ガイドラインの内容（案）

第4章 地区別の方針

1. 関内地区

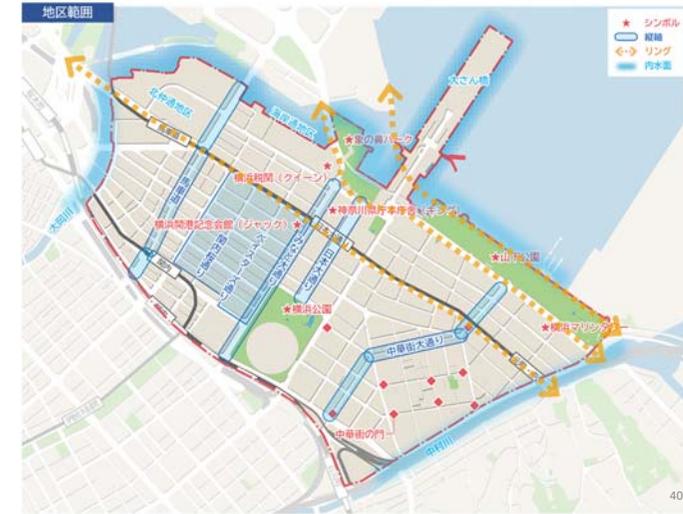
地区の特徴

- 歴史的建造物が多く建ち並ぶとともに、中華街や馬車道などの特徴ある商店街が点在する、開港からの歴史が感じられるエリア
- 一方で、業務や公共的機能が集積するエリアでもあり、近年では高層のオフィスビル等も建設が進んでいる

➤ 歴史的建造物や商店街の個性を引き立たせるとともに、賑わい形成をより一層進めることにより、夜間においても開港からの歴史を感じつつ巡り歩いて楽しめる街を目指します。

39

夜間景観ガイドラインの内容（案）



40

夜間景観ガイドラインの内容（案）

第4章 地区別の方針

2. みなとみらい21中央地区

地区の特徴

- 横浜駅周辺エリアと関内エリアをつなぐ場所に位置し、超高層ビルのオフィスや商業施設が建ち並ぶ、業務、商業などの多様な都市機能が集積されるエリア
- 陸側から海側へ向かって低くなるスカイラインが形成されている
- 地区の骨格となる道路では、道路の方向によって車道照明の色を変えている
- 歩車分離や低層部のにぎわい形成により、歩行者を大切にしまちづくりを進めている
- 地区の骨格となる2つの軸では、豊かな緑の空間づくりにより、憩いの空間が作られている
- 近年では観光・エンターテインメント施設の整備も行われ、都市機能のさらなる多様化が進んでいる

➤ スカイラインの強調や歩行者空間のにぎわい形成による落ち着いた夜間景観形成を引き続き進めるとともに、新たな魅力を創出し、昼夜問わず人を惹きつけ続ける街として、夜間においても、イベント等の特別演出などにより一層のにぎわい形成を目指します。

41

夜間景観ガイドラインの内容（案）



42

夜間景観ガイドラインの内容（案）

第4章 地区別の方針

3. みなとみらい21新港地区

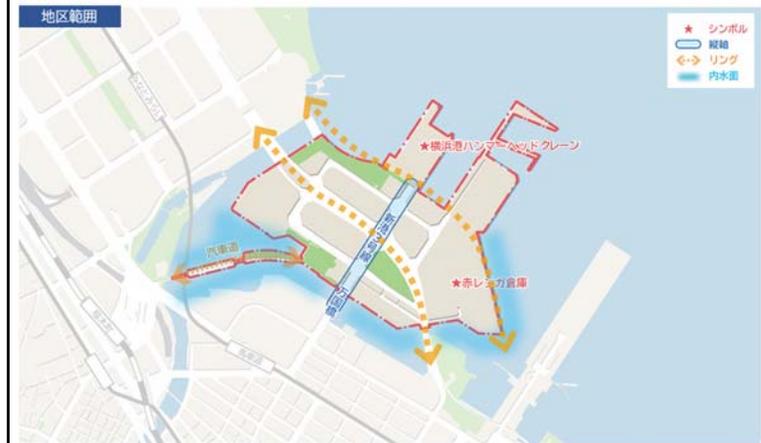
地区の特徴

- 赤レンガ倉庫やハンマーヘッドクレーンといった、港町横浜の歴史が感じられる島状のエリア
- 同時に、港湾緑地を多く有し、遊園地や博物館が立地するなど、イベント等のエンターテインメント性も強いエリア
- 地区のシンボルである赤レンガ倉庫の雰囲気をエリア全体で感じられるように、温かみのある電球色程度の色温度の光で統一された演出を行っている

▶ 港町横浜の歴史的資源である赤レンガ倉庫やハンマーヘッドクレーンを引き立たせるとともに、これらと調和した夜間景観を基本とし、島であることが感じられ、夜間も訪れたい賑わいや楽しさを体感できる街を目指します。

43

夜間景観ガイドラインの内容（案）



44

夜間景観ガイドラインの内容（案）

第1章 はじめに

1. ガイドライン策定の背景と目的
2. ガイドラインの位置づけ

第2章 夜間景観を考える際の基本的事項

1. 都心臨海部の立地特性
2. 本市における景観づくりの考え方
3. 夜間景観の特性

第3章 夜間景観の方向性

1. 魅力ある夜間景観により実現したいこと
2. 夜間景観の方向性

第4章 地区別の方針

1. 関内地区
2. みなとみらい21中央地区
3. みなとみらい21新港地区

第5章 光の作法

1. 魅力的な光のあり方
2. まちの魅力を高める照明手法等
3. その他の配慮事項

45

夜間景観ガイドラインの内容（案）

第5章 光の作法

1. 魅力的な光のあり方

- ① 適切な色温度
- ② 演色性への配慮
- ③ グレアの抑制
- ④ 動きのある光への配慮
- ⑤ 季節や時間に合わせた演出

2. 街の魅力を高める照明手法等

▶ ロケーションごとに、より効果的に魅力ある夜間景観を形成するための照明手法等のヒントを示します。

- ① 歩行空間のあかり
- ② 水辺のあかり
- ③ 建築物などのあかり
- ④ 植栽のあかり
- ⑤ 屋外広告物のあかり

3. その他の配慮事項

46

「魅力ある夜間景観により実現したいこと」の実現に向けた景観制度の
主な変更内容（案）

魅力ある夜間景観により実現したいこと

- 昼と夜の異なる顔で、横浜の景観を2度味わう
- 非日常を楽しむ
- エリアを越えた都心臨海部（インナーハーバー）のスケールで魅せる
- 夜間も安全・快適にまちを楽しめる環境を用意する
- 横浜を象徴する“いつもの”景色をつくる

「魅力ある夜間景観により実現したいこと」の実現に向けた景観制度の
主な変更内容（案）

関内地区	景観計画
該当箇所	第2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項 3 行為の制限 (4) 特定照明に関する良好な景観の形成のための制限
現行	以下に該当するものはライトアップ不可 • 歴史的界限形成エリア内における、歴史的建造物以外の建築物等 • 日本郵船ビル・赤レンガ倉庫を眺望対象とする見通し景観形成街路に面する建築物等
変更案	「催事等のために原則として7日以内又は1日当たり10分以内に限って行うもの」についてただし書きで適用除外とする。

「魅力ある夜間景観により実現したいこと」の実現に向けた景観制度の
主な変更内容（案）

関内地区	景観計画
該当箇所	第5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
現行	投影広告物に関する基準が無い。
変更案	関内地区全域の制限として、投影広告物については以下のような基準とする。 • 投影広告物は、各地区における屋外広告物の制限（壁面看板やそで看板など）に適合するものとする。 • 投影面積は10㎡を超えてはならないとする。 • 以上の基準については、「催事等のために原則として7日以内又は1日当たり10分以内に限って行うもの」についてはその限りではないとする。

「魅力ある夜間景観により実現したいこと」の実現に向けた景観制度の
主な変更内容（案）

関内地区	都市景観協議地区
該当箇所	第4 都市景観形成行為 第6 行為指針 1 関内地区全域の行為指針 (9) 関内地区の新しい魅力を創造する。 ウ 夜間景観の形成
現行	協議対象としては、 • 建築物・工作物の新築等および外観を変更することとなる修繕等 • 屋外広告物の設置等のみ 「落ち着いた夜の街路景観を形成する」としており、イベント等の特別演出については言及がない。
変更案	特定照明（歴史的建造物や高さ・面積において周囲への影響が大きいもの）とイルミネーションやサーチライトを追加。 日常的な落ち着いた夜の街路景観と特別演出の双方を楽しめるよう、特別演出を行う場合は限定的な演出とする旨を追加する。

「魅力ある夜間景観により実現したいこと」の実現に向けた景観制度の 主な変更内容（案）	
関内地区	都市景観形成ガイドライン
該当箇所	行為指針06：ミナト横浜の歴史を大切に、関内地区の魅力・個性を伸ばす (2) 歴史的建造物を引き立たせる工夫
現行	協議事項として、 <ul style="list-style-type: none"> 歴史的建造物のライトアップを行うこと 歴史的建造物の周囲の建築物等の外部照明は落ち着いたものとし、ライトアップは行わないこと のみが記載されている。
変更案	歴史的建造物のライトアップを行う際は、建物が持つ個性（特徴）を活かしたライトアップを行う旨を追加。

51

「魅力ある夜間景観により実現したいこと」の実現に向けた景観制度の 主な変更内容（案）	
MM21中央地区	都市景観協議地区
該当箇所	第6 行為指針 11 にぎわい形成
現行	<ul style="list-style-type: none"> 「7 夜間景観」において、建築的要素（低層部の店舗等からの漏れ光：電球色3000K程度）や都市空間のにぎわいを演出するもの（通りや水際線の照明演出）により魅力ある街路空間を形成するものとしている。 「10 屋外広告物」において、屋外広告物は「秩序ある広告景観を形成し、街のにぎわいを創出する」ものとして、表示位置や表示内容、色彩、映像装置等について基準を設けている。 イベント等の特別演出については言及がない。
変更案	<p>「11 にぎわい形成」において、地区全体の活性化に資する活動として質の高い演出等を行うことにより、新たな街の魅力の創出につなげていくことを促すため、屋外広告物等の基準の緩和の枠を拡大。あわせて景観への影響を鑑み、質の高い演出にするための配慮事項を追加。</p> <p>※配慮事項（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> 周囲への影響に配慮する 広告物は、当地区にふさわしい質の高いデザインで、横浜のイメージを喚起させるものとし、営利目的の部分の表示は最小限とする 時間や時期に合った演出とし、地区全体の夜間景観を阻害しない

52

「魅力ある夜間景観により実現したいこと」の実現に向けた景観制度の 主な変更内容（案）	
MM21新港地区	景観計画
該当箇所	第5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項 1 屋外広告物共通
現行	投影広告物に関する基準が無い。
変更案	<p>投影広告物については以下のような基準とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 投影広告は、既存の屋外広告物の制限（壁面看板やそで看板など）に適合するものとする。 投影面積は10㎡を超えてはならないとする。 以上の基準については、「催事等のために原則として7日以内又は1日当たり10分以内に限って行うもの」についてはその限りではないとする。

53

「魅力ある夜間景観により実現したいこと」の実現に向けた景観制度の 主な変更内容（案）	
MM21新港地区	都市景観協議地区
該当箇所	第6 行為指針 10 夜間景観の演出に関する事項
現行	<ul style="list-style-type: none"> 夜間景観を演出する照明の色温度について、電球色（3000K）程度の色温度の光源を用いることとしている。 イベント等の特別演出については言及がない。
変更案	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的建造物のライトアップを行う際は、建物が持つ個性（特徴）を活かしたライトアップを行う旨を追加。 イベント等の特別演出については、限定的な演出であれば色温度の規定を除外する。

54

今後のスケジュール（案）

令和3年 10月	・ 都市美対策審議会政策検討部会（本日） 審議：ガイドラインについて
令和4年 1月	・ 都市美対策審議会政策検討部会 審議：ガイドラインについて
3月	・ ガイドライン素案策定・公表
令和4年度	・ 夜間景観ガイドライン策定 ・ 横浜市景観計画変更 ・ 都市景観協議地区変更 （関内・MM21中央・MM21新港地区） ・ 地区別景観形成ガイドライン変更 （関内・MM21中央・MM21新港地区）